

平成23年3月に公表した都市計画マスタープラン(旧計画)の 部門別整備方針に基づく実績一覧【平成29年9月時点】

I	土地利用の方針	1
II	道路・交通体系の整備方針	6
III	水とみどりのまちづくり方針	8
IV	住宅・住環境の整備方針	11
V	防災まちづくり方針	14
VI	景観形成の方針	16

※これは、平成23年3月に公表した都市計画マスタープラン（以下、旧計画）の改定に先立ち、旧計画の公表から改定作業の着手時点（平成29年9月）までの取組実績を整理したものです。そのため、現在（平成31年4月）の実態とは一部異なる場合があります。

I 土地利用の方針

(1) 土地利用区分ごとの方針

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)
1	中心商業・業務地	<p>i 東松山駅周辺は、便利で、魅力的で、活気のある広域的な都市拠点の形成を目指して、商業・業務機能を中心とした土地利用を図るほか、サービス施設や文化施設などの集積を促進します。</p> <p>特に、本市の玄関口に当たる東口駅前については、都市計画道路など基盤整備を活かし、再開発や共同店舗化などの促進により土地の高度利用を図ります。西口駅前については、歴史的景観に配慮し、商業・業務機能を中心とした土地利用へと誘導していきます。そして、誰もが不自由なく楽しめる、魅力的な駅前市街地の形成を目指します。</p>	<p>東松山駅周辺は用途地域を商業地域又は近隣商業地域に指定しており、店舗や飲食店などの立地が進んでいます。</p> <p>特に東口駅前では、広場や周辺道路(都市計画道路第一小学校通線、駅前東通線)が整備され、沿道にはマンションなどの立地が進んでいます。</p>
		<p>ii 高坂駅周辺は副次的な拠点として位置づけられる地区で、主には周辺住民の日常的な購買需要を満たす商業施設や、サービス、文化施設などの集積を促進します。</p>	<p>高坂駅周辺は現在土地区画整理事業による基盤整備を進めています。この地区とあずま町の一部は用途地域を近隣商業地域に指定しており、ピオニウォークをはじめ店舗や飲食店などの立地が進んでいます。</p>
		<p>iii 商店街などについては、その個性を活かしながら、連続した商業集積を図り、魅力的な商店街の形成を目指します。</p>	<p>商店街空き店舗対策事業により中心市街地への新規出店を支援しました。(平成29年9月時点実績:15件) また、100円商店街やまちゼミなど商店街の各店舗が連携して取り組む事業を支援しました。</p>
2	幹線道路沿道市街地	<p>i 都市計画道路に指定されている駅前東通線などの市街地内を通る主な幹線道路の沿道は、道路整備に合わせて、土地の有効・高度利用を図り、交通利便性を活かした沿道立地型の商業・サービス施設と都市型住宅が共存した複合型の土地利用を図ります。</p>	<p>都市計画道路駅前東通線の整備に合わせて、沿道にはマンションなどの立地が進んでいます。また、駅前東通線など市街地内を通る主な幹線道路沿いは、用途地域を第二種住居地域又は近隣商業地域に指定しており、住宅や店舗が共存するエリアを形成しています。</p>

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)
3	工業・流通業務地	i 東松山工業団地については、本市の中核的な工業拠点として位置づけ、工業用地として適正な利用を図ります。 市街地内の大規模工場については、ファクトリーパークやニューファクトリー化などを促進するとともに、緩衝緑地帯などの整備を行うことにより、周辺環境との調和を図ります。	東松山工業団地は用途地域を工業専用地域としており、工業系の土地利用を図っています。 また、藤曲産業団地の整備に当たっては、開発事業者に対し周辺環境への配慮を求めるとともに、地区計画に緩衝緑地帯の整備を位置付けました。
		ii 東松山インターチェンジ周辺については、比企地域の流通業務拠点として位置づけ、周辺環境との調和に配慮しながら適正な利用を図ります。	東松山インターチェンジ周辺は、第五次東松山市総合計画(平成28年4月策定)において引き続き産業の拠点に位置付けています。開発に当たっては、周辺環境への影響を考慮しながら、用途を工業や流通業務施設に限定しています。(都市計画法34条12号による指定(23年度以降):1件1.5ha)
		iii 唐子地域の東松山工業団地に近接する新郷地区については、交通アクセス機能の高さを活かして、産業の立地を誘導します。 また、葛袋地区のセメント原料採掘跡地については、土地の規模や地形を活かし、産業拠点としての形成を積極的に進めるため、市街化区域への編入を目指します。	東松山工業団地に近接する市街化調整区域は、周辺環境への影響を考慮しながら、用途を工業や流通業務施設に限定して土地利用を進めています。(都市計画法34条12号による指定(23年度以降):5件6.6ha、立地企業6社) また、坂東山地区(旧葛袋地区)は、平成24年に市街化区域へ編入しており、現在は葛袋産業団地が稼働しています。
		iv 国道407号の利便性を活かして、大岡地域北部、松山地域東部、高坂地域南部に新たな産業の立地を誘導します。	松山地域東部(現仲田町)は、平成27年に市街化区域へ編入しており、現在は藤曲産業団地の造成が進められています。 なお、大岡地域北部については、第五次東松山市総合計画で産業拠点としての位置付けを廃止しました。
		v 本地区内の農業振興地域の農用地については、当面は現状のまま保全していくこととし、農地を含む土地利用については、農業施策との整合を図りながら、計画的に進めていくものとします。	農用地を含む土地利用については、市の農業振興計画や農業施策との整合を図りながら、必要最小限度の範囲で農用地利用計画の変更を行っています。
4	住工共存市街地	i 東松山駅周辺市街地の縁辺部で、市道第23号線、市道第77号線(旧国道254号)と国道407号バイパスに近接する地区を住工共存市街地と位置づけ、生活環境との調和を図ったまちづくりを進めます。	このエリアは用途地域を準工業地域に指定しており、住宅のほか環境への影響が大きい工場などの立地が可能となっています。
		ii 本地区内の大規模工場の跡地利用については、周辺の土地利用の状況に配慮し、都市計画の変更も検討しながら、計画的な土地利用を誘導していきます。	住工共存市街地内の大規模工場跡地については、所有者の土地活用動向を注視しています。なお、現状では用途地域など都市計画の変更は行っていません。

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)
5	一般住宅地	i 東松山駅周辺の商業地を取り巻く市街地、高坂駅周辺の商業地を取り巻く地区など、市街化区域内に広がる住宅地を一般住宅地と位置づけ、快適な居住環境の形成を図っていきます。	このエリアは住居系の用途地域を指定しており、主に住宅の立地が進んでいます。また、一部地区(9地区)には地区計画を定めており、良好な居住環境の形成・維持を図っています。
		ii 東松山駅周辺市街地については、住工混在の解消や、道路や下水道などの整備を考慮しながら、都市基盤の整備や地区計画制度の導入などにより、住宅市街地の再編整備を図ります。 特に、土地区画整理事業により都市基盤が整った地区では、積極的に住宅建設を誘導し、質の高い魅力的な住宅地の形成を目指します。	市の川地区では土地区画整理事業により道路整備や宅地造成が行われ、住宅の建設が進んでいます。また、箭弓町三丁目、御茶山町、市の川、砂田町の各地区で地区計画を定めており、良好な居住環境の形成・維持を図っています。
		iii 高坂駅周辺を取り巻く地区は、引き続き土地区画整理事業の推進により、交通便利性を活かした魅力ある住宅地として整備を進めます。	あずま町地区の基盤整備は既に完了しており、現在は高坂駅東口第一地区で土地区画整理事業が進められています。また、いずれの地区も地区計画を定めており、良好な居住関係の形成・維持を図っています。
		iv ニュータウンとして開発された高坂丘陵地区や沢口町・殿山町地区については、比較的敷地規模が大きくゆとりある住宅地として位置づけ、今後も良質な居住環境の維持・増進を図るものとします。	高坂丘陵、沢口町・殿山町の各地区では地区計画を定めており、良好な居住環境の維持を図っています。
		v 住宅市街地内の、地域型、近隣型の商店は、これからの超高齢社会においてますます不可欠な存在となるため、身近な商店として立地を促します。	沢口町地内のマミーマートやあずま町地内のライフガーデン東松山など、日常生活に必要な店舗の立地が民間事業者により進められています。
6	郊外住宅地	i 主に市街化区域に隣接、近接する市街化調整区域のうち、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している区域及び市街化調整区域に点在する既存住宅団地などを郊外住宅地として位置づけます。ここでは、現況の緑地や農地などの土地利用の調和を図り、原則的には敷地規模が大きくゆとりある住宅地の形成を誘導します。 また、地区計画制度を積極的に活用することにより、良好な居住環境を形成していくものとします。	郊外住宅地については、開発許可制度の中で主に低層住居の立地を認めています。なお、地区計画を導入している地区はありません。

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)
7	田園住宅地	<p>i 郊外住宅地以外の市街化調整区域で、農地と住宅の混在が進んでしまった区域は、田園住宅地として位置づけるものとし、既存宅地が田園環境にとけ込むような、調和を目指した環境づくりを進めていきます。そのため、農地や緑地等の土地利用に十分に配慮し、これらの田園環境を保全しながら、道路や水路など既設公共施設の能力の範囲内で、市街化を促進するおそれがない一定の開発を認めつつ、営農環境と調和のとれた良好な居住環境を形成していくものとします。</p> <p>ii つきのわ駅周辺の市街化区域に隣接している地域は、ゆとりのある住宅市街地として整備していくことを目指しますが、当面は農業振興地域として保全していくものとします。</p>	<p>田園住宅地では、建物がある程度連続しており、かつ道路や排水施設が整っている場所に限定して、開発許可制度において主に低層住居の立地を認めています。ただし、農用地区域などは除外しており、営農環境との調和を図っています。</p> <p>田園住宅地と同様に、限定的に住宅の立地を認めています。なお、農用地を含む土地利用については、市の農業振興計画や農業施策との整合を図りながら、必要最小限度の範囲で農用地利用計画の変更を行っています。</p>
8	沿道サービス施設誘導用地	<p>i 国道254号や407号の沿道地域については、首都圏中央連絡自動車道の開通や広域幹線道路整備に伴い、さらに交通利便性が向上するため、その立地特性を活かして沿道サービスや流通業務施設、また、地域で求められる小規模な商業施設の土地利用を誘導していきます。</p>	<p>国道沿いは、交通アクセスの良さを生かして工業・流通業務施設の誘導を進めています。(藤曲産業団地、新郷地区) また、ガソリンスタンドやコンビニなど沿道サービス施設の立地については、開発許可制度の中で運用しています。</p>
9	農業・集落地	<p>i 都幾川沿いや市北部に広がる農業地域については、生産性の向上や、農地の流動化による未利用地の利用促進など、農業振興を通じて優良農地の保全を図るとともに、市民農園や観光農園など都市住民の体験・レクリエーションの場としても活用を図ります。</p> <p>ii 農業集落地域については、集落道路の整備や合併処理浄化槽の普及と適切な運転管理の推進により、良好な集落環境の形成を図ります。</p>	<p>東松山市農業公社の農地利用集積円滑化事業により農地の流動化を図り、未利用地の利用促進を図りました。(農地利用集積円滑化事業28年度:借入35.4ha 貸付37.7ha 公社中間保有5.7ha) また、市北部地域の観光拠点として「農とふれあうテーマパーク」をコンセプトに農林公園のリニューアルに着手しました。</p> <p>道路拡幅や側溝整備、車両のすれ違いを円滑にするための待避所の設置など集落道路の整備を進めています。また、(農業集落地域に限ったものではありませんが、)合併処理浄化槽の設置に対する補助を実施しています。</p>

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)
10	公園・緑地	<p>i</p> <p>市北部と西部に広がる丘陵地については、自然環境の保全を基本としながら、物見山周辺や東松山ぼたん園など一部については広域的な観光・レクリエーション拠点として整備・充実を図ります。 丘陵地に開発されたゴルフ場については、環境共生型の維持・管理を促進しながら、周辺環境と調和した適正な環境整備が図られるよう誘導します。</p>	<p>物見山周辺に広がる市民の森については、住民や企業との協働により保全・活用を図っています。また、ぼたん園では、観光・レクリエーション機能の強化に向けた改修を行っています。 県立自然公園内のゴルフ場については、一定の規模を超える建築物の建築等の際は埼玉県立自然公園条例に基づき届出が必要であり、周辺環境への配慮を求めています。</p>
		<p>ii</p> <p>市中央を東西に流れる都幾川沿いの一帯については、身近な自然環境として特に貴重な存在であり、その恵まれた水と緑の環境を保全するとともに、適地にスポーツ・レクリエーション施設を配置し、市民共通のシンボル空間の形成を進めます。 同様に、市野川についても親水性に配慮した整備を進めるものとします。</p>	<p>高坂地区にある都幾川リバーサイドパークは、スポーツと憩いの場として多くの市民に利用されています。平成24年度からは、埼玉県や地域住民と都幾川の「川のまるごと再生プロジェクト」に取り組み、平成28年5月には「くらかけ清流の郷バーベキュー場」がオープンしました。ほかにも、野本地区の土手に桜を植樹するなど、川沿いの自然の保全・活用が進められています。 また、市野川については、川沿いに散策路が整備され、地域住民の憩いの場となっています。</p>

Ⅱ 道路・交通体系の整備方針

(1) 道路網の整備方針

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)
1	広域幹線道路	i 比企地域の中心にふさわしく、広域からのアクセスを向上させるための広域幹線道路として、国道254号バイパス及び407号バイパスの整備を進めてきました。今後は、環境に配慮しながら、暫定2車線区間の4車線化を促進し、局部的な交通渋滞の緩和を図ります。	都市計画道路野本高坂通線及び東松山鴻巣線は、埼玉県の事業により4車線に整備されました。
2	幹線道路	i 市街地の骨格を形成する幹線道路は、社会情勢の変化を踏まえた交通需要予測や必要性を検討したうえで、都市計画道路などの幹線道路網の見直しを行い、重点的に整備を進めていきます。 沿道にはサービス施設等の適切な土地利用を誘導し、歩行空間の軸ともなることから、高齢者や障害のある人も支障なく安全に歩くことができるよう歩行者環境に配慮するとともに、景観や自然環境にも配慮した整備を行っていきます。	都市計画道路第一小学校通線の東松山駅以南部分や高坂中央通線の整備が完了しました。整備に当たっては、バリアフリーに適合した歩道の整備を行っています。 また、市街地内の都市計画道路については必要性の検証を実施し、松葉町通線(和泉町土地区画整理事業地内部分に限る)及び和泉町通線は廃止の方向性を出しています。
3	補助幹線道路	i 区画道路から幹線道路へ出るまでに利用する主要な道路や、広域幹線道路・幹線道路を補完する道路については、これを補助幹線道路と位置づけ、交通の円滑化を図るための整備を進めます。 主には県道や1級市道が対象となり、幹線道路と同様に歩行者環境と自然環境に配慮したものとしていきます。	市の川特定土地区画整理事業地内の都市計画道路加美町通線や、高坂駅東口第一土地区画整理事業地内の高済寺前通線、高坂神社前通線の整備が完了しました。
4	区画道路	i 日常生活の交通手段となる区画道路のうち、幅員の狭いものについては、市街地の防災性向上の観点から、「東松山市市街化区域内狭あい道路整備要綱」などを活用することにより計画的に拡幅を図るよう努めていきます。 さらに、誰もが支障なく歩くことができるよう、また防犯性の向上にも配慮しながら、地区住民の協力のもとで適切な管理に努めていきます。	市街地の狭あい道路については、計画的に整備を進めています。 また、歩行者の安全に配慮し、道路のバリアフリー化、路面標示、道路照明灯、階段手すりなどの安全施設の設置工事を実施しています。
5	市街地環状道路	i 東松山駅周辺市街地に集中する自動車交通を効率よく処理するとともに、通過交通を排除するための環状道路として以下の道路を位置づけ、計画的な整備推進に努めます。 ・国道254号バイパス((都) 東松山嵐山線) ・国道407号バイパス((都) 産業道路) ・(都) 森林公園通線 ・(都) 東松山鴻巣線 ・(都) 市の川通線	都市計画道路市の川通線の整備を現在行っています。それ以外の道路については整備が完了しています。
6	駅前広場	i 東松山駅前については、交通処理をスムーズにするため、また本市の玄関口にふさわしい空間となるよう、東口・西口ともに駅前広場の整備を進めてきました。今後は、魅力あるまちなかの環境を確保するために、市民との協働により適切な維持・管理に努めていきます。	通常の維持管理に加え、フラワーサポーターの協力による花いっぱい運動の実施など魅力ある広場の維持に努めています。
		ii 高坂駅東口については、土地区画整理事業の推進と合わせて、早期に駅前広場の整備を目指していきます。	高坂駅東口駅前広場については現在工事を進めています。

(2) 公共交通の整備方針

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)
1	鉄道	i 東武東上線の輸送力の増強・時間の短縮化など、輸送サービスの向上を促進していきます。	東松山市を含む2市6町1村で構成される東上線東松山・寄居間複線化促進期成同盟会にて、毎年東武鉄道(株)へ要望を行っています。 東武鉄道側も、東急東横線・みなとみらい線との相互直通運転の開始、快速列車の新設、TJライナーの増発を行うなど、更なる利便性及び速達性の向上に向けた取組を行っています。
		ii 高齢者や障害のある人の利用に配慮した駅舎の改善など、施設整備を促進していきます。	エレベーターが設置されるなど、誰もが利用しやすい駅に向けた改善が進められています。 また、平成29年度には、視覚障害者の駅ホームからの転落事故防止や移動の円滑化を図るため、東武鉄道(株)に対し、東松山駅及び高坂駅に内方線付き点状ブロックを設置するための補助金を交付する予定です。
2	バス	i バス路線の運行本数・路線の拡大などの運行サービスの向上、福祉車両の導入や停留所の改善などのバリアフリー化を促進していきます。	超低床ノンステップバスの購入に対する補助を行いました。(平成14年度～28年度までの累計:30台)
		ii 市内循環バスについては、地域のニーズを踏まえ、主要な公共公益施設や商業施設などへの効率的なアクセスにより利便性の向上を図るよう努めていきます。	乗降者への調査結果等を踏まえ、平成29年10月からルート及び時刻表を改正し、既存の3路線から2路線の運行に変更します。

Ⅲ 水とみどりのまちづくり方針

(1) 緑地の保全・整備方針

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)
1	大規模緑地空間の保全・活用	<p>i 丘陵地のまとまった森林は、市民が直接自然に触れることのできる自然体験型のレクリエーションの場として、市民・事業者と協働しながら適正な維持・管理に努め、一体的な保全を図っていきます。</p>	<p>鳩山町との協働により、市民の森と石坂の森の一体的な活用を目的としたイベントを開催しています。 また、地元企業や市民団体と市民の森の維持管理協定を締結し、協働による維持管理を実施しています。</p>
		<p>ii 既存のゴルフ場に対しては、周辺環境との調和に配慮した適正な運営や、環境に負荷のかからない維持・管理、多様な生物が息できる環境づくりなどを求めています。</p>	<p>県立自然公園内のゴルフ場については、一定の規模を超える建築物の建築等の際は埼玉県立自然公園条例に基づき届出が必要であり、周辺環境への配慮を求めています。</p>
		<p>iii 都幾川沿いの水田地帯をはじめとした優良農地は、営農環境の保全・整備や農地の有効利用を促進することにより、市街地に隣接した大規模緑地空間として保全していきます。 また、東平地区の梨園など観光農業資源の保全・活用や、遊休農地の活用などにより、都市住民が農業を体験できる拠点づくりに努めます。</p>	<p>多面的機能支払交付金を活用し、優良農地の維持・保全を図っています。(29年度:4団体で実施) また、遊休農地の活用として松山町三丁目市民農園を開園したほか、観光農業資源の保全として梨組合2団体へ梨栽培環境保全費補助金を交付しています。</p>
2	公園・緑地の整備・保全	<p>i 土地区画整理事業の区域内では、事業や地域の特性を考慮しながら、市民参加による計画づくりを検討し、利用ニーズに応じた新規の公園整備を図ります。 その他の市街地では、公園・緑地が乏しく、人口が集中した地区を優先して、地区計画制度の導入などによる公園の整備を検討していきます。</p>	<p>高坂駅東口第一土地区画整理事業地内にて地域住民とのワークショップ形式による公園整備を実施しました。(7か所) なお、その他の市街地では、民間宅地開発に伴う公園はありますが、地区計画を用いた公園整備は行っていません。</p>
		<p>ii 市街化区域内の生産緑地地区は、都市の貴重なみどりとして大切に保全するため、営農環境の保全・整備を支援するとともに、生産緑地地区以外の農地についても必要に応じて公園や市民農園の整備用地として確保に努めます。</p>	<p>生産緑地の良好な営農環境を維持するため、年に2回巡回点検を実施し、営農者に対する指導や支援を行っています。</p>
		<p>iii 既存の公園に対して、施設のバリアフリー化や景観に配慮した整備を行い、市民の憩いやレクリエーションの場としての充実を図ります。 また、市民との協働や、指定管理者制度の積極的な活用により、利用者の立場に立った柔軟な公園の維持・管理に努めています。</p>	<p>東松山ぼたん園や物見山公園の階段にバリアフリー対応の手すりを設置したほか、既存公園へのトイレ新設の際は多目的トイレを設置しています。(川風公園など) また、地元自治会や市民団体等との協働により公園・広場の維持管理や清掃活動を行っているほか、指定管理者制度を導入し、効果的・効率的な維持管理を実施しています。</p>

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)
3	身近なみどりの保全・創造	<p>i</p> <p>市街化区域と市街化調整区域の境界付近に残されている斜面樹林は、市街地に近接する貴重なみどりとして、今後もその連続性を維持しながら保全していくものとし、必要に応じて特別緑地保全地区の指定も検討します。</p>	<p>松山台地北部の東武台地区では、自治会館裏の斜面樹林を整備し、ホタルの飛び交う水辺を目指す取組が始まりました。また、高坂地区では、高坂台地の斜面樹林をいかした七清水せせらぎ緑道の整備を実施しています。</p> <p>なお、特別緑地保全地区の指定については実施していません。</p>
		<p>ii</p> <p>箭弓稲荷神社などの歴史的資源とともに守られてきたみどりも、個性的で貴重な存在となっています。</p> <p>そこで、これを将来にわたって永く保全するとともに、周辺の市街地とも調和のとれたみどり豊かな環境とするため、風致地区の指定や緑地協定の締結などを促進していきます。</p>	<p>風致地区の指定や緑地協定の締結については実施していません。</p>
		<p>iii</p> <p>市役所、市民活動センター、図書館など、公共施設の敷地内の緑化を推進することにより、緑地空間としての積極的な活用を図っていきます。</p> <p>また、街路樹も市街地内の貴重なみどりであり、景観形成や都市防災などの観点から適切な配置や樹種の選定、管理方法の検討を行うとともに、歩行者環境に配慮し、植生に考慮した適切な街路樹の整備を進めていきます。</p>	<p>市庁舎、市民活動センター、保育園など市内約30施設で緑のカーテンの設置を行いました。</p> <p>また、東松山駅周辺の道路等(都市計画道路第一小学校通線、駅前東通線)の整備に併せて街路樹を植栽しました。</p>
		<p>iv</p> <p>豊かなみどりの保全と緑化を計画的に推進するために基本計画の策定や地域の実状にあった緑化地域制度などの活用を検討します。</p> <p>また、宅地内の樹木や生け垣などみどり豊かな環境づくりに努めるとともに、大規模工場や事業所などに対しても敷地内の緑化を要請するなど、身近なみどりの創出として、協働による「みどりの創造」を推進します。</p> <p>なお、屋敷林や民有林などで保全価値の高いものについては、保存樹林の指定や、市の借り上げなどにより積極的な保全に努めていきます。</p>	<p>平成26年3月にみどりの基本計画を策定し、関連計画である環境基本計画と併せて事業を展開しています。</p> <p>また、市内10地区の地区計画において、建築物にかき又はさくを設置する場合は植栽帯を設けることとしているほか、埼玉県ふるさと埼玉のみどりを守り育てる条例により大規模な事業所等に対しては緑化計画届出が義務付けられています。</p>

(2) 水辺環境の保全・整備方針

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)	
1	多自然型の環境整備	i	丘陵地の保全による水源かん養、台地上の農地や樹林地の保全による地下水や湧水の保全など、自然の水循環のシステムを保全するとともに、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及の促進、環境保全型農業の振興など、河川空間だけの保全に止まらない総合的な対策により、河川環境の保全に努めていきます。	高坂台地の斜面樹林をいかした七清水せせらぎ緑道を整備し、周辺の自然環境や湧水の保全に取り組んでいます。 また、公共下水道の計画的整備や合併処理浄化槽への転換を進めるとともに、里山保全活動や環境保全型農業に対する支援を通じて、河川環境の保全を図っています。
		ii	河川改修の際には、多様な生物が生息している河川敷の草地などを極力保全しながら多自然型の河川整備を行うなど、環境との調和に配慮した手法の導入を要請していきます。	1級河川については、管理者である国又は県に対して要望活動を行っています。また、市が管理する準用河川については、新江川で多自然川づくりを考慮した河道測量設計を実施しています。
		iii	市内に数多く点在するため池は、本市特有の貴重な自然環境資源であることから周辺環境と合わせて保全するとともに、市街地内のは身近な水辺空間として活用していきます。	ため池の維持管理については、国・県補助金のほか、市独自で管理者に対する補助を実施しており、軽微なものから大規模な補修まで行えるよう支援している。(28年度:13団体31件補助実施)
2	親水・レクリエーション空間の整備	i	市内を流れる河川のうち、市街地に近接した区間において親水護岸や親水公園などの整備を図ることにより、市民が身近なところで水や自然に触れることのできる水辺空間を創造していきます。	あずま町地区の川風の散歩道や市ノ川地区の市野川散策路が整備されました。また、準用河川新江川では、河道測量詳細設計の際に親水性に関する検討を実施しています。
		ii	都幾川リバーサイドパークは、多くの市民が交流できる拠点として引き続き魅力的な環境づくりに努めるとともに、鞍掛橋一帯においては清らかな流れを活用した自然体験及びレクリエーションの場としての整備を検討していきます。	都幾川リバーサイドパークでは、仮設トイレを簡易水洗式に交換しました。また、鞍掛橋周辺では、県や周辺地域との協働による川のまるごと再生プロジェクトを実施し、現在はくらかけ清流の郷バーベキュー場がオープンしています。

(3) 水とみどりのネットワークの形成方針

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)	
1		i	都幾川、市野川、滑川、九十九川、越辺川、角川、新江川など、市内を東西方向に流れる河川を水とみどりの骨格として位置づけ、連続的な自然環境の保全を図ります。 また、都幾川や市野川沿いなどに残された斜面樹林もみどりの骨格として位置づけ、一体的に保全していきます。	水とみどりに親しむ空間として、あずま町地区では川風の散歩道、市ノ川地区では市野川散策路が整備されました。
		ii	歩道幅員の広い幹線道路の街路樹や公園緑地を緑道や生け垣などで連結し、これら市街地の緑を身近な水路を通じて河川軸までつなげることで、水とみどりのネットワークを形成し、市全域の環境の質を高めていきます。	ウォーキングトレイルの整備事業に伴い、松本町一丁目緑地と下沼公園を結ぶふれあいの道を再整備しました。

IV 住宅・住環境の整備方針

(1) 既成市街地における住宅・住環境整備の方針

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)
1		<p>i 土地区画整理事業の推進や地区計画制度の導入などにより、道路や公園の整備された良質な住宅地を整備していきます。 また、これらの基盤整備が完了した地区で住宅建設が進まない地区においては、特定優良賃貸住宅の整備など民間活力を誘導することにより、中堅所得者が適正な住居費負担で良質な住宅を確保できるよう支援していきます。</p>	<p>高坂駅東口第一土地区画整理事業や市の川特定土地区画整理事業により、道路や公園などを含む基盤整備を着実に進めています。また、これらの場所には地区計画を定めており、良好な住環境の形成を図っています。 なお、特定優良賃貸住宅については、平成10年度以降は認定実績はありません。</p>
		<p>ii 中心市街地の活性化を図ることにより、その周辺市街地の利便性や魅力を高めるとともに、公園や広場、保育施設などの整備を進めることにより、安心して子どもを生き育てられる環境づくりに努めていきます。</p>	<p>松山地区の中心市街地では、100円商店街やまちゼミなど商店街が連携して取り組む事業を市が支援し、活性化を図っています。 また、公園・広場については、松本町一丁目緑地と下沼公園を結ぶふれあいの道を再整備したほか、商店街内の箭弓町広場に太陽光発電設備付き屋根を設置し、利用しやすくしました。 子育て関連では、子育て支援センターソーレに加えて、松山市民活動センター内に子どものひろばを整備しました。</p>
		<p>iii 既存の市営住宅については、高齢者や障害のある人あるいは子育て世帯などに配慮した居住環境の整備や適正な施設の維持管理に努めます。 また、老朽化した住宅の建替え等も検討していきます。</p>	<p>平成24年に東松山市営住宅等長寿命化計画策定しており、計画に従って塗装修繕などの維持管理を行っています。</p>
		<p>iv 誰もが不自由なく生活できるよう、道路や公園、各種公共・公益施設などの整備を進めることにより、居住環境のバリアフリー化を推進していきます。 また、住宅のバリアフリー化を促進するため、バリアフリー住宅の建築費用や住宅改善費用に対する融資・助成制度の充実を図ります。</p>	<p>東松山駅周辺では、都市計画道路の整備と併せてバリアフリーに適合した歩道整備を行いました。また、高坂駅周辺は現在土地区画整理事業による基盤整備を進めており、公園のユニバーサルデザインについても考慮しています。 省エネ・バリアフリー住宅改修補助金は、平成24年度から26年度までで合計1,066件の申請がありました。</p>

(2) 住宅供給の方針

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)
1		<p>i</p> <p>高坂駅東口第二地区において新規の宅地開発を推進することにより、都市的利便性と自然環境の豊かさを兼ね備えた質の高い住宅を供給します。 また、市内の産業立地を積極的に進め、雇用を創出することで本地区への計画的な人口誘導を図っていきます。</p>	<p>高坂駅東口第二地区(現あずま町)は、土地区画整理事業により道路や公園が適切に配置され、空間にゆとりがある質の高い住宅地が整備されました。現在は、地区計画により良好な住環境の形成・維持を図っています。 また、市内では平成23年度以降17社が新たに立地しており、雇用の増加に寄与しています。</p>
		<p>ii</p> <p>長期優良住宅制度の普及や住宅リフォームを促進することにより、住宅解体時の廃棄物排出を抑制し環境負荷を低減するとともに、建替え費用を削減し、長期間にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成します。</p>	<p>長期優良住宅の認定件数(変更含む)は、平成23年度から28年度までで合計582件ありました。 また、移住促進空き家利活用補助金制度(空き家リフォーム工事補助)を新たに設けました。</p>
		<p>iii</p> <p>住宅及び住環境においてユニバーサルデザインを採用することにより、「安心・安全」「人にやさしいまちづくり」を具現化したモデル市街地の形成を目指します。</p>	<p>東松山駅周辺や高坂駅周辺の道路整備(都市計画道路第一小学校通線の東松山駅以南、駅前東通線、高坂駅東口第一土地区画整理事業地内の都市計画道路)に併せて、バリアフリーに適合した歩道整備を実施しました。</p>
		<p>iv</p> <p>現在の市街化区域に隣接する市街化調整区域の一部では、開発可能な範囲で住宅等の立地を許容していきます。</p>	<p>建物がある程度連続しており、かつ道路や排水施設が整っている場所に限定して、主に低層住居の立地を認めています。</p>

(3) 快適な住環境の保全・整備の方針

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)	
1		i	<p>ゴミの処理問題については、市民の理解と協力による分別収集や減量化を進め、事業者においては自ら適切な処理を行い、限られた資源を大切にくり返して使い、環境にやさしく次世代に継承できる循環型社会を目指します。</p> <p>なお、周辺環境に配慮しながらゴミ処理施設などの機能維持及び施設の整備拡充を図り、市民の快適な生活環境の確保に努めます。</p>	<p>市内全域で「もったいない！運動」を展開しているほか、生ごみ処理容器「キエーロ」の試行導入及び効果検証を実施しています。</p> <p>ゴミ処理施設については、クリーンセンター、西本宿不燃物等埋立地とともに計画的な維持管理・修繕を実施しています。また、広域的なゴミ処理施設の建設については、東松山市を含む2市6町1村で協議を進めています。</p>
		ii	<p>住環境の安全性・快適性の維持については、市の環境基本計画と連携を図りつつ、農地や山林への廃棄物の不法投棄などを防止し、まちの環境美化、自然環境や景観の保全に努めます。</p>	<p>環境基本計画に基づき、自然環境や景観の保全に向けた取組を展開しています。</p> <p>また、東松山市土砂等による土地の埋め立て等及び不法投棄の規制に関する条例に基づき、埋め立てを行う際は廃棄物を含む土砂等が用いられないように規制しています。</p>

(4) 下水道整備の方針

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)	
1		i	<p>公共下水道の計画区域である市野川処理区・高坂処理区においては、引き続き公共下水道整備を推進し、快適な住環境の確保と公共用水域の水質保全に努めます。</p> <p>なお、整備の遅れている地域においては、他の都市計画との整合を図り、事業進捗を十分に見極めながら、計画的に公共下水道を整備します。</p>	<p>土地区画整理事業による整備以外にも、和泉町や松葉町などで計画的に下水道整備を進めています。</p>
		ii	<p>市街化調整区域においては、合併処理浄化槽などの地域の特性に適合した整備手法により、快適な住環境の形成を図ります。</p> <p>なお、設備の適切な維持・管理を促すとともに、放流先となる施設の整備に努めます。</p>	<p>合併処理浄化槽の設置に対する補助を実施しています。(23年度～28年度:896基)</p> <p>また、道路拡幅や側溝整備を行うことで、合併処理浄化槽の放流先となる市道側溝を整備しています。</p>

V 防災まちづくりの方針

(1) 火災・震災対策に関する方針

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)
1	建築物の耐震化・不燃化	i 古い建築物を中心に耐震診断などの支援を行うことにより、建築物の耐震化を進めるとともに、木造建築物の密集する地区では、地区計画制度の導入や建築物の共同化を促進することなどにより不燃化とオープンスペースの確保に努めていきます。	住宅耐震診断・改修補助金については、平成24年度から28年度までで、診断11件、改修6件交付しています。 また、住宅地における地区計画は地内で9か所あり、その全てにおいて最低敷地面積を定め、ゆとりのある居住空間を創出しています。
		ii 特に火災危険度の高い地区や防災上重要な地区については、防火地域・準防火地域への指定などを通じて、優先的かつ計画的に不燃化を進めていくものとします。	新たに工業系土地利用が始まった坂東山地区や仲田町地区、新興住宅地である高坂駅東口周辺やあずま町の一部において準防火地域を指定しています。(現在82.1ha)
2	延焼遮断帯の形成	i 都市計画道路の整備により、市街地内に広幅員で街路樹の施された幹線道路を配置するとともに、河川、鉄道などの空間も利用して、これらの周辺土地利用の耐震化・不燃化などを図ることにより、大規模地震の際に火災の延焼を防ぐ役割を果たす延焼遮断帯の形成に努めていきます。	松山地区では都市計画道路第一小学校通線(東松山駅以南部分)や駅前東通線、高坂地区では高坂駅東口第一土地区画整理事業地内の都市計画道路の整備が進んでいます。
3	防災拠点・避難場所の整備	i 避難所となる施設については耐震性を確保するとともに、周辺に立地する建造物の耐震化や不燃化を進めていきます。	避難所に指定されている全ての施設の耐震化が完了しています。 また、東松山市建築物耐震改修促進計画に基づく住宅耐震診断・改修補助金制度を設けており、広報紙等で市民への周知を図っています。
		ii 市民の自主防災活動を支援するため、情報の収集と提供場所、資機材庫などとしての機能をもつ地区防災拠点の整備を図るとともに、市民生活を維持していく上で極めて重要となる上下水道、ゴミ処理などのライフライン施設の耐震性の確保を図ります。	防災拠点となる各市民活動センターに、防災倉庫や土のうステーション、給水タンクを設置しました。平成29年4月1日現在、市内の自主防災組織率(世帯あたり)は99.3%となっています。 また、老朽化した水道管の更新や下水処理場の耐震化を実施しています。
		iii 地震及び洪水ハザードマップを作成し、各戸に配布することにより、地域の災害に対する備えの強化など自主防災活動を支援します。	地震及び洪水ハザードマップを作成し、全戸へ配布しました。
4	避難路の整備	i 延焼遮断帯として配置した幹線道路や河川空間などのほか、避難場所へ通じる生活道路についても、道幅が狭く通行が困難な区間の解消や、沿道の建築物の耐震化・不燃化などを進めることにより避難路としての安全性向上に努めていきます。	市街地の狭あい道路については、「東松山市市街化区域内狭あい道路整備要綱」に基づき整備を行っています。

(2) 治水対策に関する方針

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)
1	河川・公共下水道などの整備	i 市内を流れる河川について、河川改修計画に基づき、安全で環境にも配慮された改修が図られるよう関係機関に要請するとともに整備を進めていきます。また、市街地内においては、計画的に下水道の整備を推進します。	1級河川については、管理者である国・県へ改修を要望しています。 現在市では、準用河川新江川の改修に取り組んでいます。新江川は和泉町地区の雨水管の末流であり、河川改修に合わせて和泉町の雨水対策に着手しました。 また、市街地で雨水対策が必要な箇所については、局所的に管を入れるなどの対策を講じています。
2	雨水の流出抑制	i 保水・遊水機能をもつ樹林地や農地の保全を図るとともに、市街地内においても公園・緑地の確保や道路での透水性舗装や浸透側溝の整備、住宅地や工場地における自然地表面の確保や雨水浸透ますの設置促進、新規開発における調整池や雨水貯留浸透施設の整備などにより、総合的に雨水の流出抑制を図っていきます。	雨水処理が未整備の地区の道路では、積極的に浸透柵・浸透側溝の設置や透水舗装の整備を行っています。 また、公園の地下に貯留槽を設けるなどの対策も行っています。 ほかにも、一定規模の開発においては、雨水流出抑制施設設置基準に基づく施設整備を事業者に求めています。
3	適切な土地利用の誘導	i 河川沿いの低地など、しばしば冠水する土地への無計画な宅地化などを抑制し、地形条件に適した健全な土地利用を誘導することにより、浸水被害の増加を未然に防止していきます。	湛水想定区域での開発については、規模により埼玉県又は市との協議を義務付けています。

VI 景観形成の方針

(1) ゾーン景観の形成方針

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)
1	市街地景観	i 商店街では、電線の地中化や街路樹の整備、屋外広告物のデザイン統一などを図りながら、連続性と一体性の確保された景観を形成するとともに、ポケットパークや広場など屋外のたまり空間を整備することなどを通じて、賑わいとうおいの感じられる景観づくりを進めていきます。	松山地区では、都市計画道路第一小学校通線や駅前東通線で電線地中化が進められています。また、商店街内の箭弓町広場に太陽光発電設備付き屋根を設置し、イベント空間として魅力を向上させました。 高坂地区では、現在土地区画整理事業が進められ、駅前広場や幹線道路の整備が進められています。
		ii 住宅地では、地区計画制度や建築協定の導入により、住宅の形態やデザインの統一などを誘導するとともに、緑地協定の締結などにより住宅地全体の緑化を図り、個性やうおいのある住宅地景観づくりを支援していきます。	住宅地における地区計画は市内で9か所あり、その全てにおいて形態・意匠の制限を定め、統一性を持った街並みづくりを誘導しています。
		iii 工業地では、工場の周辺において緩衝緑地の整備を図るとともに、周辺の道路においても街路樹を整備するなど地域の緑化に努め、工場敷地内においても緑化を進めてもらうことにより、工場と周辺環境がみどりによって調和した景観づくりを進めていきます。	葛袋産業団地や藤曲産業団地では、地区計画の中に緑地を位置付けており、周辺との緩衝帯を形成しています。
2	市街地・田園調和型景観	i 市街化区域周辺の宅地と農地が混在する地区においては、宅地の緑化や生け垣化などを促進することにより、宅地と農地が調和した景観形成に努めていきます。	市民による緑化推進を支援する取組として、イベントを活用した苗木の配布などを実施しています。
3	田園景観	i 農業の振興と合わせて、一面に広がる優良農地景観を保全します。 特に、都幾川沿いの低地に広がる水田地帯は、遠くまで見通すことができ、開放感あふれるのどかな田園景観として積極的に保全していきます。	多面的機能支払交付金を活用し、農地の持つ多面的な機能の維持を図っています。 また、都幾川沿いの水田地帯を維持管理している土地改良区に対して補修費用の補助や担い手の掘り起し支援を行っており、優良農地の保全に努めています。
		ii 観光梨園などの果樹園も、本市固有の“食べられる景観”として育まれてきたもので、観光農業の振興と合わせて保全していきます。	観光農業資源を保全するため、梨組合2団体に対し梨栽培環境保全費補助金を交付しています。また、産地維持を目的に新たな担い手を育成する農業塾「梨コース」を開講しました。
		iii 集落地区については、伝統的な空間構成を大切にしながら、農家住宅、屋敷林、水路などからなる集落景観の保全に努め、無秩序な開発による景観の荒廃化を抑制していきます。	市街化調整区域では道路や排水設備が整っている場所に限定して開発を許可するなど、無秩序な開発を抑制しています。
		iv 耕作放棄地へのゴミや土砂の不法投棄、水田の無秩序な埋め立てなど、田園景観の阻害につながる行為の防止に努めていきます。	農業委員会と連携し、現地確認や違反が確認された場合の地権者への指導などを行っています。
4	丘陵地景観	i 丘陵地の緑地を保全するとともに、遠景としてなだらかに続く山並みをさえぎるような構造物の築造を規制することにより、丘陵地景観を保全していくものとします。	市西部の丘陵地に隣接する高坂丘陵地区や坂東山地区においては、地区計画に建築物の高さ制限を設けており、遠景の景観保全に配慮しています。

(2) 軸景観の形成方針

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)	
1	水辺のシンボル軸	i	都幾川、市野川、滑川、九十九川、越辺川、角川など、市内を流れる河川を水辺のシンボル軸に位置づけ、清流の澄んだ水、河原や土手の緑、周辺の農地、樹林地、集落等から構成される景観を一体的かつ連続的に保全していきます。	市全域が埼玉県景観計画の区域内であり、刺激的な色彩を制限するなど景観との調和を図っています。
		ii	特に、角川沿いなどの谷津田は、豊かな生態系と変化に富んだ里山の景観を残す貴重な存在であるため、これを積極的に保全するとともに、子どもたちや都市住民の環境教育の場としても活用していきます。	
2	都市のシンボル軸	i	東松山駅東口駅前のメインストリートとなる駅前東通線、ぼたん通り商店街やまるひろ通り商店街、高坂駅西口駅前の彫刻のある通り、高坂駅と国道407号を結ぶ高坂駅前通線を都市のシンボル軸として位置づけます。 また、都市計画道路の整備に合わせて街路樹などの整備や電線の地中化を図るだけでなく、“やさしさの見える景観”や“音楽が聞こえる景観”、“やきとりの匂いがする景観”など個性的で魅力的な景観形成に努めていきます。	都市計画道路第一小学校通線及び駅前東通線の整備に併せて、街路樹の設置や電線地中化を実施しました。 また、高坂駅西口から続く彫刻群を高坂彫刻プロムナードとして積極的にPRしています。
3	ウォーキングのシンボル軸	i	「ふるさと自然のみち」や「ウォーキングトレイル事業」により整備された施設を中心として、誰でも気軽に自由に歩けるルートの整備を進めるとともに、沿道環境と合わせて魅力的な景観形成を図ることにより、多くの笑顔が集まる歩けのシンボル景観づくりを推進していきます。	新たなウォーキングルートとして高坂駅西口から坂東山へ続くまなびのみちの整備を行っています。
4	斜面緑地軸	i	松山台地や、高坂台地の北部と東部には、台地と低地の境界部分に斜面樹林が残されており、これは都市の骨格を形成するとともに、市街地における身近で貴重な自然景観であるため、積極的に保全・再生を図りながら、連続した緑の景観を形成していきます。	松山台地北部の東武台地区では、自治会館裏の斜樹林を整備し、ホテルの飛び交う水辺を目指す取組が始まりました。また、本町一丁目自治会及びボランティアにより、曹源寺下の斜面林にホテルを飛翔させるために草木の整備が行われています。 高坂地区では、高坂台地の斜面樹林をいかした七清水せせらぎ緑道が整備され、住宅地の近くに緑の景観が形成されています。

(3) 拠点景観の形成方針

No.	項目	方針	取組内容(平成23年度以降 ※22年度以前からの継続含む)
1	駅前シンボル拠点	i 東松山駅と高坂駅の駅前空間をそれぞれ都市のシンボル拠点として位置づけ、駅前広場の整備や、あらゆる人が集い、生活することのできる環境整備などを進めることにより、本市の“顔”にふさわしい賑わいのある景観形成に努めていきます。	駅前には歩道カラーブロックや花壇が配置され、景観を意識したつくりとなっています。 また、東松山駅舎と東口駅前広場は、レンガ調の統一感のあるデザインで整備されています。 高坂駅東口駅前広場については、現在ユニバーサルデザインを取り入れた整備を行っています。
2	歴史拠点	i 箭弓稲荷神社や將軍塚古墳など、本市固有の歴史資源についても景観拠点に位置づけ、これらを取りまきみどりと合わせて保全を図るとともに、周辺土地利用においてもこのシンボル景観と調和した景観づくりを行うことにより、個性的なまちづくりを推進していきます。	指定史跡の環境整備や指定文化財解説板の設置を行い、景観拠点の保全を図っています。平成27年には、箭弓稲荷神社手水舎付手水鉢を市指定文化財に指定しています。
3	公園・緑地拠点	i 上沼公園や千年谷公園など、市街地内に立地する公園については、水とみどりが豊かな都会のオアシスとして位置づけ、適切な維持・管理を進めます。	指定管理者制度を導入し、年間を通じて花とみどりに触れ合えることを意識した維持管理を実施しています。
		ii 駒形公園など、田園地域に立地する公園については、田園景観との調和に配慮しながら拠点景観を築いていくものとします。	田園地域の公園についても、市街地内と同様に指定管理者による適正な維持管理を行っています。
		iii 物見山公園や東松山ぼたん園など、丘陵地に立地する公園は、丘陵地景観にとけ込んだものとしていきます。	丘陵地の公園では、土地の起伏を生かした植栽を行っています。(物見山公園:ツツジ、ぼたん園:ボタン)
		iv 丘陵地や田園地域を中心に数多く点在しているため池や水路も、周辺の樹林地や農地とあいまって固有の水辺景観をつくり出していることから、ビオトープの整備などを図りながら積極的な保全に努めます。	上唐子ホテルの里や新屋敷ホテルの里において、地権者や地元自治会との協働により、ホテルが生息できる環境の保全活動を行っています。また、松風公園における市民団体の環境保全活動に対して支援を行っています。